コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　DaikyoNishikawa Corporation

最終更新日：2017年2月14日
ダイキョーニシカワ株式会社
代表取締役社長　内田　成明
問合せ先：広報・CSR部 082-885-9979
証券コード：4246
http://www.daikyonishikawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針としては、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性及び透明性を継続的に高めていくことが、企業価値の向上につながると考えております。また、当社を取り巻く様々なリスクを管理し、特にコンプライアンスの遵守をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、実践することにより、株主、従業員、取引先等の当社を取り巻くあらゆるステークホルダーと永続的な信頼関係が構築できると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（原則1－2－4　議決権電子行使、招集通知英訳）
当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知等の英訳は実施しておりません。ただし、当社の株主における海外投資家の比率に応じて、今後検討を進めるものとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4　政策保有株式）
当社は、政策保有株式の保有方針、政策保有株式のねらい・合理性の検証及び議決権行使基準を以下のとおりとしております。
1. 当社は、取引の維持・強化等の観点から、保有することが直接的もしくは間接的に当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと判断される場合に限り、株式を政策として保有いたします。
2. 政策保有株式の銘柄につきましては、定期的に検証を行い、検証結果を取締役会にて審議いたします。
なお、政策保有株式に関する検証の結果、売却が必要と判断した場合には、一部もしくは全部の政策保有株式の売却を実施いたします。
3. 政策保有株式の議決権行使に関しましては、政策保有株式の保有方針に合致しているか及び企業価値や株主利益の維持・向上に資するかを総合的に勘案し、賛否を判断いたします。なお、賛否の判断が難しい場合には、必要に応じて、取引先との対話等を実施いたします。

（原則1－7　関連当事者間の取引）
関連当事者間の取引について、取締役の利益相反取引に該当する場合は、会社法及び社内規程により取締役会の承認を得ることとしております。
利益相反取引にあたるおそれのあるものにつきましては、取引の目的、選定プロセス、独立当事者間取引価格であるかの検証を担当部門が行い、その承認を得ることとしております。
関連当事者との取引の有無、ならびに取引内容につきましては、取締役会に報告し、レビューを行っております。

（原則3－1　情報開示の充実）
1. 企業理念を当社ホームページにて開示しております。
2. コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト及び有価証券報告書等に記載しております。
3. 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書等に記載しております。
　また、経営陣幹部の報酬につきましては、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針に沿っております。
　なお、取締役の報酬決定に際しては、各独立社外取締役に、自身の高い専門的な知識と経験を活かした意見を取締役会において必ず求めることとしております。
4. 取締役候補及び監査役候補の指名・選任につきましては、以下の基準に基づく総合的な評価により、取締役会での審議・決議により決定いたします。なお、取締役候補の取締役会での決定に際しては、各独立社外取締役に、自身の高い専門的な知識と経験を活かした意見を、取締役会において必ず求めることとしております。
　・取締役候補においては、当社を取り巻く経営環境を総合的に判断し、迅速・果敢に重要な経営課題に取り組み、成果をあげうる能力を有するとともに、企業理念実現のため、透明・公正な意思決定を行う経営判断能力を有する、経営全般の知識、人格、見識、能力の優れた者
　・社外取締役候補においては、上記の条件に加えて、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見で企業価値の向上に資する助言や提言を行うことができる者
　・監査役候補においては、大局的かつ専門的知見から監査を行うことができる者
5. 取締役及び監査役候補の選任理由は、株主総会招集ご通知に記載いたします。

（原則4－1－1　取締役会から経営陣への委任範囲）
当社は、会社法上の重要な検討事項や経営方針は取締役会で決定しております。
それ以外の事項に関しましては、決裁権限基準に基づき、取締役会、経営会議、取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確にしております。

（原則4－8　独立社外取締役の2名以上選任）
当社には、社外取締役3名及び社外監査役2名が在籍しております。
その内、社外取締役2名、社外監査役1名の3名を独立役員として指定しております。
また、取締役会において独立社外取締役と各取締役や監査役との意見交換も行っており、現段階では、十分に経営の監視及び監査は機能しているものと考えております。

（原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準、選任基準）
当社では、社外取締役及び社外監査役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない者を、独立性を有する者と判断しております。
1. 以下のいずれにも該当しない者、及び以下のいずれにも勤務経験のない者
（1）当社及びその子会社
（2）当社の総議決権数の10%以上を所有する主要株主
（3）当社の連結売上高の10%以上を占める主要な取引先
（4）取引先の連結売上高の10%以上の金額を当社から支払っている取引先
（5）当社の連結総資産の10%以上の金額を借り入れている主要な借入先またはメインバンク
（6）当社の会計監査人である監査法人
（7）当社の主幹事証券である証券会社
（8）当社から役員報酬以外に、1000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
2. 2親等以内の近親者が、現在または過去5年間に、以下のいずれにも該当しない者
（1）当社に勤務している者
（2）子会社の業務執行者並びに業務執行者でない取締役及び会計参与
（3）上記1の（8）に該当する者
（4）上記1の（2）から（7）のいずれかの業務執行者

（原則４－11－１　取締役の選任基準と手続）
当社では、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その選任基準については、原則３－１の４の記載のとおりであります。
今後は、必要に応じて取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

（原則４－11－２　役員として必要な時間を確保する為の役員の兼務範囲）
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、合理的範囲内に収まっており、株主総会招集ご通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書を通じ、毎年開示を行っております。

（原則４－11－３　取締役会の実効性評価）
当社は、毎年全取締役及び全監査役に「取締役会評価に関するヒアリングシート」を配付し、自己評価を含めた取締役会全体についての実効性の評価を行っております。評価の結果は取締役会で報告し、課題について討議の上対策を講じ、取締役会全体の実効性を高めるための改善・向上に努めております。
なお、2015年度における取締役会評価の概要につきましては、以下のとおりであります。
・取締役会の構成については人数・多様性ともに適切である。
・取締役会の運営については適切である。
　資料配布時期の前倒し、ポイントを整理したわかりやすい資料の提供など、さらに事前検討の時間がとれるよう改善を図ってまいります。
・取締役会の議題については適切である。
・取締役会の体制については適切である。
　社外取締役、社外監査役の積極的な発言により活発な議論が交わされておりますが、今後はさらに取締役会が活性化するよう、社内会議への出席や、工場・関係会社への現場視察など情報共有の機会を充実させてまいります。
今回の評価結果をもとに、さらなる取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

（原則４－14－２　役員のトレーニング方針）
当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングを、以下のとおり実施することとしております。
1．社外取締役または社外監査役が新たに就任する場合
　・当社の経営戦略、経営計画を含む事業に関する説明を行っております。また、必要に応じて、主要拠点・主要子会社の視察等を実施いたしております。
2．取締役及び監査役
　・定期的に役員向けの研修を実施しております。また、役員向けの外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

（原則５－１　株主との面談対応方針）
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を、以下のとおりといたします。
1．当社は、経営本部担当取締役がIR担当部門を監督し、対話を補助する関係部門との連携を図ることとしております。
2．対話を補助する関係部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や必要な情報の共有など、積極的な連携を図ることとしております。
3．個別面談以外の対話の手段として、機関投資家向けスモールミーティング等を実施するとともに、機関投資家からの意見・要望等をもとに、適宜、対話手段の充実を図ることとしております。
4．対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて、取締役、経営陣及び関係部門と情報共有を行うこととしております。
5．各四半期の終了日から当該四半期の業績の発表日までの間は、沈黙期間として投資家との対話を制限するとともに、株主との対話に際してはインサイダー情報に十分留意して対応することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西川ゴム工業株式会社	11,835,200	16.02
株式会社イノアックコーポレーション	3,924,600	5.31
三菱商事プラスチック株式会社	3,924,600	5.31
HCP-1号投資事業有限責任組合	3,618,560	4.90
株式会社広島銀行	3,614,400	4.89
住友商事株式会社	3,573,680	4.84
三井物産株式会社	3,222,720	4.36
マツダ株式会社	2,958,800	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,040,400	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,969,500	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成28年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッドが平成28年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては平成28年9月末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
・氏名又は名称:ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
所有株式数:2,869,940株
割合:3.88%
・氏名又は名称:ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド
所有株式数:1,682,010株
割合:2.28%

平成28年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが平成28年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては平成28年9月末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
・氏名又は名称:シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
所有株式数:3,632,300株
割合:4.92%
・氏名又は名称:シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
所有株式数:241,200株
割合:0.33%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保田 洋志	学者											
出原　正博	他の会社の出身者											
圓山　雅俊	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保田 洋志	○	大学名誉教授	大学教授としての専門的な知識・経験に加え、日本品質管理学会副会長としての経験を活かして、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき企業価値の向上に資する助言や提言を行っております。これらの助言や提言をとおして、経営全般の知識、人格、見識、能力において優れている人材と判断し、社外取締役としております。なお、久保田洋志氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立性が確保されているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立した立場からの監督機能重視の観点から独立役員に指定しております。
出原　正博	○	株式会社自重堂　取締役相談役	会社経営に関する豊富な経験及び幅広い識見に基づき、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき企業価値の向上に資する助言や提言を行っております。これらの助言や提言をとおして、経営全般の知識、人格、見識、能力において優れている人材と判断し、社外取締役としております。なお、出原正博氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立性が確保されているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立した立場からの監督機能重視の観点から独立役員に指定しております。
圓山　雅俊		圓山雅俊氏はマツダ株式会社の常務執行役員であります。 同社は当社の主要な取引先であります。	自動車業界経営者としての豊富な知識・経験等を活かして、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき企業価値の向上に資する助言や提言を行っております。これらの助言や提言をとおして、経営全般の知識、人格、見識、能力において優れている人材と判断し、社外取締役としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人、内部監査部門(内部監査室)と定期的に会合を行うなどの連携をとっております。
監査役と会計監査人の連携は、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換することで連携を図っております。
監査役と内部監査室の連携は、内部監査室より監査役に対し、定期的に監査計画に基づいて実施された業務監査結果の報告を行うことで連携を図っております。
内部監査室は必要に応じて、監査役及び会計監査人にその適正性や合理性について意見を求める等の連携を持ちながら監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安村 和幸	弁護士													
廣田　亨	他の会社の出身者							○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安村 和幸	○	弁護士	弁護士としての識見と豊富な経験を活かして、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき経営の客観性、中立性及び適法性に関する助言や提言を行っております。これらの助言や提言をとおして、大局的かつ専門的知見から監査を行うことができる人材と判断し、社外監査役としております。なお、安村和幸氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立性が確保されているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立した立場からの監督機能重視の観点から独立役員に指定しております。
廣田　亨		廣田亨氏は株式会社広島銀行の取締役専務執行役員であります。 同行は当社の主要取引銀行の一つであり、主要借入先であります。	これまでの企業経営等に関する豊富な知識・経験等を活かして、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づく助言や提言を行っており、これらの助言や提言をとおして、大局的かつ専門的知見から監査を行うことができる人材と判断し、社外監査役としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株主と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上及び株主価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を採用しております。本制度においては、ストック・オプションとしての報酬額として年額100百万円以内、新株予約権の付与個数として年1,000個を上限とします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員の業務執行に対するインセンティブ報酬として導入した経緯により、付与対象者を中立性、公平性の観点から監査役及び社外役員を除く社内取締役及び執行役員に限定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。
株主総会で決議された役員報酬総額の範囲内で、個々の役員報酬額は当該方針に基づき、取締役会の決議により決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しましては、経営管理部が窓口となり取締役会資料の事前配付、スケジュール調整等を行っております。
社外監査役に対しましては、定例の取締役会の資料については社外取締役と同様、経営管理部が窓口となり取締役会資料の事前配付、スケジュール調整等を行っております。また、情報提供としては常勤監査役が経営会議をはじめとする重要会議に出席した際の情報を取締役会の前、もしくは監査役会において情報提供と意見聴取を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（経営会議）
経営会議は経営管理部を事務局として、常勤の常務執行役員以上が出席し、毎月２回開催しております。
経営会議の招集、議長は代表取締役社長が行い、経営会議で協議する事項は、経営活動の状況(損益分析、各種委員会の活動状況、各本部及び部の中期・年度経営計画の進捗状況等)、取締役会へ上程する案件の事前審議等を行っております。
（取締役会）
当社取締役会は、平成28年６月24日現在におきましては取締役９名（うち社外取締役３名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、監査役３名（うち社外監査役２名）は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる等、経営監視機能として位置づけております。なお、取締役会の開催状況は、毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営判断等を含めた重要事項の報告・審議・決議がされております。
（監査役会）
当社は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成される監査役会を設置しております。非常勤監査役はいずれも社外から招聘しており、１名は弁護士としての専門的見識から、１名は金融機関の経営者としての専門的見識から経営監視を行っております。
監査役会は、毎月１回開催することとしております。主な監査活動は、取締役会・経営会議への出席と意見陳述、代表取締役との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁書等重要な書類の閲覧、主たる本部の往査、重要な子会社の往査、会計監査人の独立性監視、会計監査人からの報告・説明を受け、計算書類及び事業報告書や重要な取引記録につき検討を行い、監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の体制を採用しているのは、株主総会で選任された取締役が経営の重要事項の決定に関与することにより経営責任を明確にし、また、１．取締役による相互監視と、２．監査役会の監査の二つによって、経営の「健全性」と「効率性」を確保するためです。加えて、執行と監督の役割の明確化及び業務機能の強化を目的として執行役員制度を採用しており、環境変化へ迅速に対応する体制を整備しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送については、早期発送の実現に努めていく方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた株主総会の開催を実施するよう努めてまいります。
その他	招集通知の発送に先駆け、当社ホームページにおいて招集通知の早期掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けにミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信等の財務情報をはじめとした、決算情報以外の重要事項についての適時開示情報も掲載しております。また、親しみやすい株主通信の発行など、あらゆる機会を通じてIRに積極的に努めていく方針であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・CSR部 広報・IRグループを主担当部署とし、IRに関する対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ダイキョーニシカワ企業倫理行動基準」により、全役員・全従業員に対し、法令遵守、企業倫理の重要性を周知徹底しており、その中で「公平、公正かつ透明性のある事業活動の維持」、「積極的なコミュニケーション活動の展開」などを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、「ダイキョーニシカワ（株）環境方針」を定め、全役員・従業員が当社企業活動の全ての分野での環境保全と環境事故防止に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、基本的には企業の4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、内部管理体制を構築しております。
なお、業務の適正を確保するための体制として、平成27年4月14日の取締役会において、「内部統制システム」の基本方針を改定する決議を行っており、概要は以下のとおりです。
(a) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社は、取締役、執行役員及び従業員の職務執行に関して、法令・定款及び社会規範を遵守するために、制定した行動指針等に基づきコンプライアンス体制を推進する。
(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役、執行役員の職務執行に係る情報の記録方法、保存期間及び管理方法等に係る規程を定める。
(c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理に関する組織としてリスク管理委員会を組織し、当社及び子会社のリスク管理体制の整備・改善等に関するモニタリングを行うとともに、半期に1回、当社の取締役会へリスク管理推進状況を報告するものとする。
(d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役会は、会社毎に取締役、執行役員及び従業員が共有する目標を定める。
当社及び子会社の業務担当取締役及び執行役員は、その目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な施策・実行計画を定め実行する。
(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関して任命された取締役又は執行役員は、子会社を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
(f) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、定期的に開催される報告会において、子会社より経営内容の報告を受ける。
また、子会社の重要な案件に関しては、当社の取締役会は子会社からの報告に基づき、審議を行う。
(g) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査業務に関して補助すべき従業員が必要な場合、取締役に対して要求できる。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役及び所属長の指揮命令を受けない。
(h) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社では、監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の指揮命令に従うこととし、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。
(i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、他の取締役の職務の執行を監視する。取締役、執行役員及び従業員は、職務の執行に関して、当社及び子会社への影響を含めて法令・定款及び社会規範に違反する重大な事実又はその可能性を発見した場合には、取締役会及び監査役に報告する。
(j) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の役員、執行役員及び従業員、もしくは、これらの者から報告を受けた者から、当社に内部通報があった場合、内部通報窓口部門は、コンプライアンス委員会を通じて、監査役にその内容を報告する。
(k) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の役員、執行役員及び従業員が、当社の監査役に間接的に報告する制度として、内部通報制度を活用する。内部通報制度の実施にあたり、通報者への不利な取扱いを行わない旨を規定する。
(l) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行に必要な費用については、規程で定める形式的な要件を満たしていれば、一律に金銭を支給するものとする。
(m) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役、会計監査人との間で定期的な意見交換会を行う。
(n) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び子会社は、金融商品取引法に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに適切な運用に努め、
その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（a）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、平成20年10月20日の取締役会決議での基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的とする「反社会的勢力対応要領」を作成しております。
（b）反社会的勢力排除に向けた整備の状況
当社は、反社会的勢力対応要領その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示し、その徹底を図ってまいります。このため次のとおり社内体制を整備し対応してまいります。
1. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する窓口は経営本部人事総務部であり、経営本部人事総務部を中心として、発生した事案の関係部門と協力して対処してまいります。また、その対処にあたっては、当社の顧問弁護士等の指導を受けるなど連携強化を図ってまいります。
2. 不当要求防止責任者講習、セミナー等に積極的に参加することにより、情報の収集等を行っております。さらに、受講内容を社内関係者に対し報告するなど、情報の共有化を図ってまいります。
3. 取引開始時に反社会的勢力に関するデータの検索及び蓄積（記録）を行い、反社会的勢力の介入が疑われる不良情報の有無を年1回定期的に、確認してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

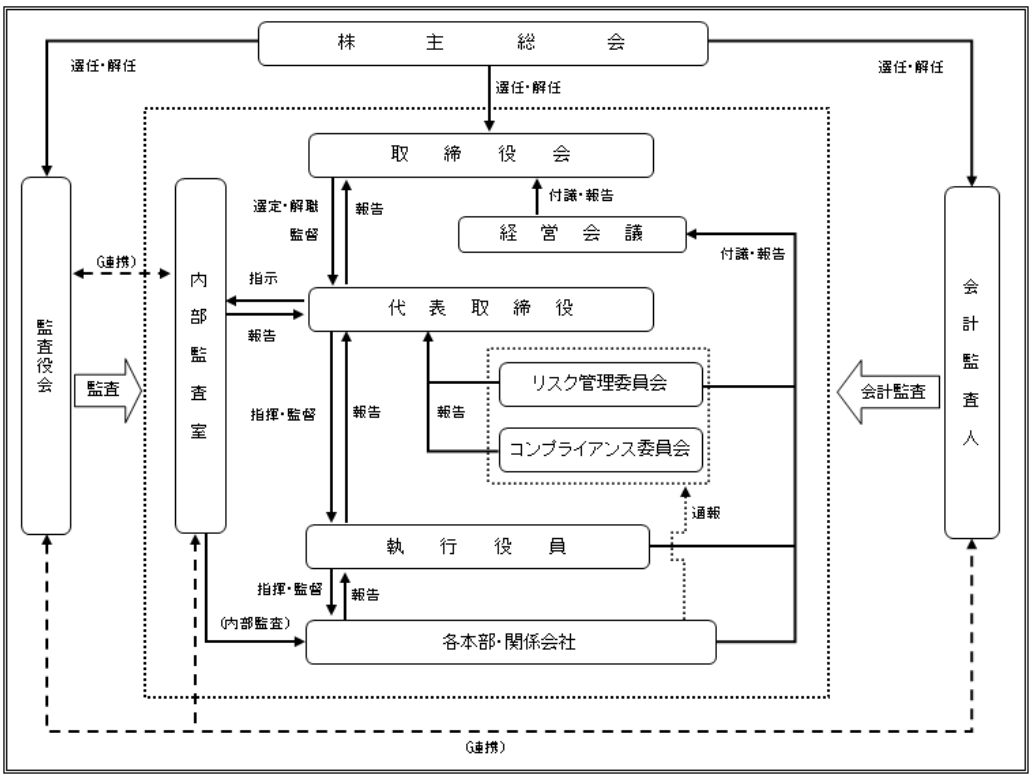
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は下記のとおりです。
投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、情報を公平、迅速かつ広範にディスクローズするため、有価証券上場規程に定める適時開示（TDnet）、報道機関への資料投函に加え、情報公表後速やかに当社ホームページにも掲載できる体制を構築しております。
会社の重要な情報は全て情報取扱責任者に集まる体制をとっており、情報取扱責任者は、開示担当部門であります広報・CSR部 広報・IRグループに、入手した情報が適時開示規則等と照らし合わせて適時開示該当か否かの確認をさせる方針としております。また、適時開示に関する教育については、役員・社員に対して、重要会議及び研修会等の機会をとらえ、適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要(模式図)】

